

沖縄県メディカルコントロール協議会

人生の最終段階にあり心肺蘇生を希望しない意思を示した傷病者に対する活動指針

令和8年4月1日 策定

人生の最終段階にあり、心肺蘇生を希望しない意思を有する傷病者について、119番通報がなされた場合に、当該傷病者の意思に寄り添った救急活動を行うことを目的として、救急隊の活動指針を定める。各地区メディカルコントロール協議会において、活動プロトコル等の詳細な事項を定める場合は、本指針の内容を踏まえることとする。

1 基本的事項

- (1) 本指針は、傷病者が18歳以上の成人であり、人生の最終段階における医療・ケアの提供を受けている場合であって、人生の最終段階に至る原因となった病態による心肺停止を対象とする。
- (2) 心肺停止を確認した場合は、積極的に心肺蘇生を希望しない旨を確認することなく、心肺蘇生を開始することを原則とする。
- (3) 判断に迷う場合は、心肺蘇生の継続を優先する。
- (4) 心肺蘇生の中止は「処置の中止」であり、「死亡診断」を意味するものではない。
- (5) 傷病者が明らかに死亡している場合は、本指針の対象外とする。

2 適応除外

次のいずれかに該当する場合は、本指針の適応除外とする。

- (1) 外因性心肺停止が疑われる状況
(不慮の窒息、転倒・転落、溺水、交通事故、自傷、他害等)
- (2) 心肺蘇生等の継続を求める家族等がいる状況

3 活動内容

- (1) 心肺蘇生実施中、心肺蘇生を希望しない傷病者の意思の申し出（口頭又は書面）があり、かつ適応除外の項目に該当しない場合は、速やかにかかりつけ医に連絡する。
- (2) かかりつけ医と連絡が取れた場合は、状況について報告・共有を行い、心肺蘇生中止の指示又は医療機関への搬送についての判断を仰ぐ。
- (3) 心肺蘇生中止の指示を得た場合は、かかりつけ医に引き継ぎ、救急隊は現場を引き揚げることを原則とする。ただし、かかりつけ医の到着に時間を要する場合は、家族等の代諾者の同意を得た上で、代諾者に引き継ぎ、現場を引き揚げることとする。

4 その他

本指針は、基本的な活動指針を示すものである。その運用に際しては、救急隊や救急医療機関のみならず、かかりつけ医、訪問看護師、ケアマネージャー、高齢者施設職員等、多職種の関与が想定される。したがって、その他の詳細な事項については、各地区メディカルコントロール協議会を中心に、関係機関（各地区医師会やかかりつけ医など）と協議の上で定めるものとする。